平成２３年（フ）第１１８号
奈良県大和郡山市小泉町671番地137　シティロイヤル大和小泉205号
債務者　大谷朱磨子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２０号
佐賀県唐津市和多田先石７番57号
債務者　松本　征士
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第４４号
富山市富岡町393番地　サニーハイツ富岡Ｃ―212号
債務者　道林　　毅
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８７８６号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目８番５号　ハイツ大輝501号室
債務者　上村　一聖
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８４９号
大阪市城東区野江３丁目16番14号　サンライズカステル503
債務者　清家　隆式
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８９号
岩手県紫波郡矢巾町大字東徳田第３地割63番地２、旧住所埼玉県所沢市大字牛沼252番地１　アルファＢ―201
債務者　田屋浩一郎
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１０２号
盛岡市大新町17番28号
債務者　千葉　胤明
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１０６号
盛岡市月が丘３丁目15番６―407号
債務者　滝沢　良治
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１２３号
盛岡市高松３丁目10番１号　ハイツ高松205号
債務者　小林久里子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１２５号
盛岡市上米内字赤坂３番地61
債務者　菊池　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７３号
千葉県流山市向小金２丁目444番地の10
債務者　西村　信子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０４号
千葉県我孫子市新木野４丁目28番20号
債務者　石内　豊年
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０５号
千葉県我孫子市新木野４丁目28番20号
債務者　石内　芳枝
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１１３号
千葉県松戸市五香南１丁目21番地の17
債務者　兵藤　享美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１１９号
千葉県流山市西松ケ丘１丁目30番地の８
債務者　矢澤　和幸
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１５０号
千葉県我孫子市新木1794番地の６
債務者　小薗　省三
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１５１号
千葉県我孫子市新木1794番地の６
債務者　小薗きよい
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部